

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	舟橋村 321
地域名 (地域内農業集落名)	舟橋村 (舟橋 佛生寺 海老江 竹鼻 古海老江 東芦原 稲荷 国重 竹内)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	171.8(171.9) ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	160.7(160.8) ha
② 田の面積	160.7(160.8) ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	- ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	- ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・村の中心となっている担い手の高齢化が進み、農地の更新が難しくなっている。
- ・面積の大きい個人の認定農業者が離農、もしくは面積を減にして経営を維持できなくなった時に、大きな面積が耕作できなくなる可能性があり、認定農業者、法人の構成員の若返りが大きな課題となっている。
- ・核家族化などの世の中の流れがあり、農業者世帯に後継者がいない。後継者がいたとしても、わずかな面積では機械の更新等で大きな赤字になるため、自分の代でリタイアし、後継者問題に歯止めがとまらない。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・高齢化が進んでいるので、現在、村の主で活躍している40代が中心となり農地集積を進め、舟橋村で1つの法人を作っていく事が望ましい。
- ・現在の用水や農道の整備等、未整備田においては基盤整備を進めて、次の世代が農業に組み込まれるような環境作りが必要。
- ・非農家でも土に触れたいと思っている人も一定数いると思うので、年間何日か農業に関わる機会を設け、地域の農業、景観を守っていくために、農業に関わる人材を増やしていく必要がある。
- ・大規模農家への農地集積だけではなく、小規模農家への経営の維持も検討していかなければならない。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手(認定農業者、集落法人)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。(小区画の未整備田で認定農業者が耕作できない箇所)			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	70	%	将来の目標とする集積率
			89 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・舟橋村全体で5～10年先を見据え、担い手を中心に集積・集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・地区ごとに5～10年先を見据え、担い手を中心に集積・集約化を進める。 ・担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・将来の経営農地の集約化を目指し、農地の機構への貸し付を推進する。 ・機構の貸し付けになじまないものについては、引き続き相対で農地貸借をおこなう。
(3)基盤整備事業への取組
・農業の生産効率の向上のため、竹内地区において農地の大区画化、用排水路の改修を主とした基盤整備事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・将来的な担い手不足にそなえ、村全体での組織化も視野にいれ検討を進める。 ・新規若手就農希望者への第三者継承を積極的に進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

②消費者が求める付加価値がある米を作っていく事で、ファンを獲得し、農業所得の増を目標にしていきたい。
③農地の集積・集約化を進めていくと同時に、ラジコン草刈り機による草刈りやドローンによる農薬散布などにより、負担軽減及び作業の効率化に取り組んでいく必要がある。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	(農)東和	水稻	46.6 (46.7) ha	ha	水稻	67.8 (67.9) ha	ha	E	
認農	株式会社ALIVE21	水稻	22.0 ha	ha	水稻	35.7 ha	ha	D	
認農	稲生 吉智	水稻	14.0 ha	ha	水稻	24.0 ha	ha	A	
認農	石月 英幸	水稻	4.6 ha	ha	水稻	7.0 ha	ha	B	
認農	野村 厚壽	水稻	7.7 ha	ha	水稻	- ha	ha		
認農	喜渡 清秀	水稻	4.2 ha	ha	水稻	- ha	ha		
認農	(農)海老江	水稻	19.5 ha	ha	水稻	11 ha	ha	C	
利用者	稲田 順市	水稻	3.3 ha	ha	水稻	- ha	ha		
利用者	くにしげ新生機営農	水稻	1.4 ha	ha		6 ha	ha	F	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	9経営体		123.3 (123.4) ha	0 ha		151.5 (151.6) ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。